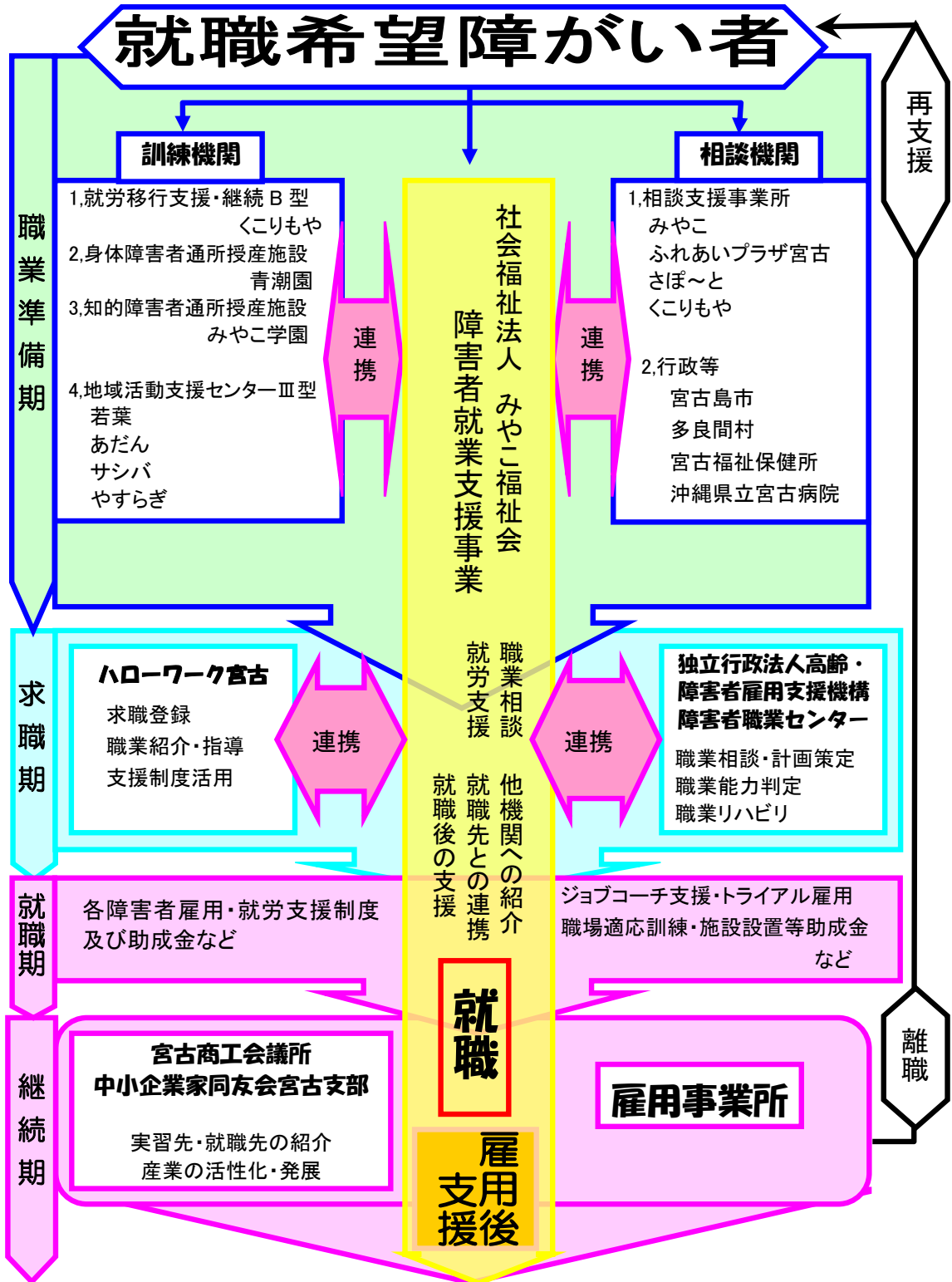
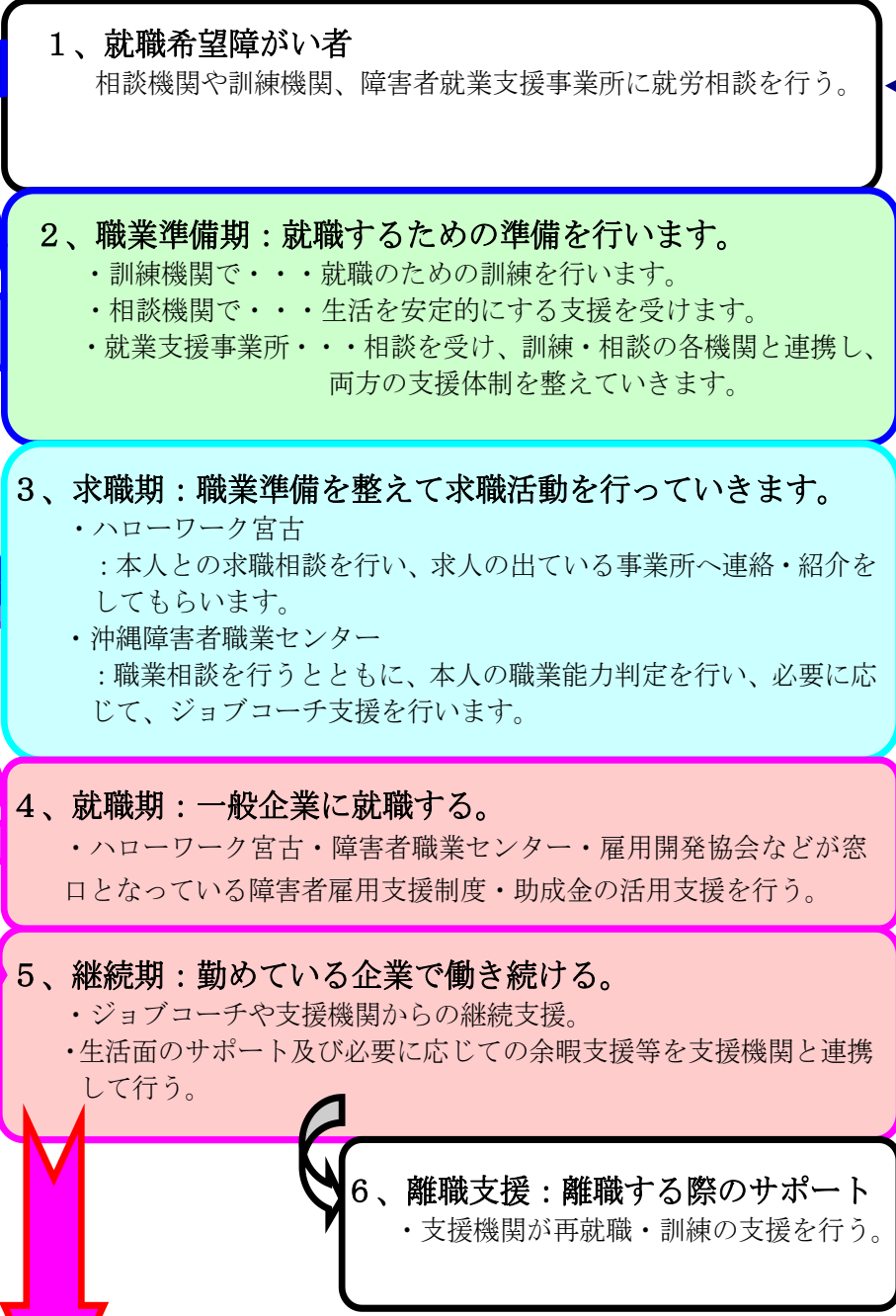


4、宮古における 就労支援の流れ

4、宮古圏域における就労支援の流れ





働き続ける

就職後の支援体制

生活支援

- ・本人への安定生活支援
- ・家族への協力支援

障がい者

- ・職の確保
- ・生活の安定
- ・夢のある生活

- 1、**家族**:生活習慣のサポート、心理的サポート
* 家庭内での生活習慣のサポートやストレス解消のためのサポートを行う。
- 2、**相談支援事業所**:生活相談・アドバイス・環境構築
* 本人の安定生活を送るために、相談を受けたり、改善のアドバイスをしたり、関係機関とともに必要な生活環境を構築する。
- 3、**行政**:生活相談、サービス利用判定・決定
* 必要な福祉サービス利用のために障がい程度の判定を行い、決定を行う。
- 4、**権利擁護事業所**:主に金銭管理・相談・支援
* 本人との相談により、重要書類の預かり、金銭の預かり及び管理、日常生活費の相談及び・管理・支援を行う。
- 5、**訪問介護事業所**
:生活介護(支援)の提供(行政の決定後)
* ヘルパーの派遣を行い、炊事や掃除などの家事の支援を行う。

企業

- ・職の提供
- ・賃金の提供
- ・成長の場

職業支援

- ・本人への職場定着支援
- ・企業への雇用支援

- 1、**雇用主**:職の提供、スキルアップ指導、賃金の提供
* 職業・賃金を提供、本人の社会参加の場の提供。
- 2、**宮古地区就業支援事業**:就業支援員による支援
* 障がいのある方への就労及び生活の両面からの支援(相談、企業内支援、アドバイス関係機関との連携)を行う。
- 3、**ハローワーク宮古**
:両者への紹介、各種支援制度の提供
* 求人・求職者への紹介を行う。また各段階において、支援制度の紹介や提供を行う。
- 4、**沖縄障害者職業センター**:ジョブコーチの派遣
* ジョブコーチ(職場適応援助者)を企業へ派遣し、障がい者の職場定着に関するアドバイスや支援を行う。
- 5、**沖縄県雇用開発協会**
:各種助成金の紹介及び提供窓口業務
* 障がい者を雇用した際の助成金の紹介を行い、手続きの窓口となり、申請支援を行う。

職業生活を支える福祉サービス

居宅介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーと一緒に手伝います。

- ・ 身体介護：着替えや入浴のお手伝い
- ・ 家事援助：食事の用意や部屋の掃除
- ・ 通院介助：通院のための移動介助を行います。

生活サポート事業

介護給付は非該当であるが、日常生活の支援をしないと、地域で生活ができないおそれがある方に、ヘルパーを派遣し、生活援助と家事支援を行います。

※ 障害程度によりどちらかのサービスを受けることができます。

相談支援事業

障がい者や保護者から障がい者福祉に関する相談を受けます。

障害年金

障害年金は、病気やケガ、先天性等様々な障がいがある方に対して支給される年金です。

- ・ 障害基礎年金
- ・ 障害厚生年金
- ・ 障害共済年金

※年金を受給するには、申請と審査が必要になります。

自動車運転免許取得

・改造等事業

自動車運転免許取得に要する費用及び自ら所有試運転する自動車を改造するために要する経費を助成し、就労や社会復帰の促進を図る。

コミュニケーション支援事業

聴覚や言語の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある方に対し意思疎通をサポートする手話通訳者の派遣を行います。

地域福祉権利擁護事業

知的障がいや精神障がいなどがある、もしくは障害手帳等を持っていないが、日常生活において自分で契約の判断や金銭管理に不安のある方等の金銭管理のお手伝いや、重要書類等の預かりサービスを行います。

詳しくは、就業支援事業所もしくは各相談支援事業所までご連絡ください。

…他にもいろいろな福祉サービスがあります。